

県南広域振興局長告示第194号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年12月27日

県南広域振興局長 遠藤達雄

訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370400061	社会福祉法人岩手福寿会	福寿荘訪問入浴介護事業所	奥州市水沢区上姉体二丁目1番22	平成26年3月31日